

- 信用金庫法第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第七号の規定に基づく信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件（平成十八年金融庁告示第三十六号）
 次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一～二の二 略〕</p> <p>〔二の三 告示第一条第九号の二に掲げる者の電子決済手段関連業務（資金決済に関する法律第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務（同条第十項に規定する電子決済手段の管理に係る業務を除く。）をいう。次条第二号の三において同じ。）の媒介</p> <p>〔三～五 略〕</p>	<p>第一条 「同上」</p> <p>〔一～二の二 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p>
<p>第二条 法第五十四条第四項第七号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一～二の二 略〕</p> <p>〔二の三 告示第二条第九号の二に掲げる者の電子決済手段関連業務の媒介</p> <p>〔三～五 略〕</p>	<p>第一条 「同上」</p> <p>〔一～二の二 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔三～五 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	